

久留米市空き家活用リフォーム助成事業 補助金「チェックリスト」

<交付申請時>

申請者 チェック	必 要 書 類	備 考
□	補助金交付申請書	市の様式
□	市税に滞納がないことの証明書（市内に住民登録を有する場合）	
□	補助対象空き家の所有権が確認できる登記事項証明書等の写し	
□	リフォームに係る見積書及び工事費用内訳が記載された書類等の写し	
□	リフォーム部分の施工前の写真	
□	リフォームを行う住宅の位置図（住宅地図の写しで可）	
□	リフォーム事業者が市内に事業所を有することを示す書類 （見積書等で確認できない場合）	
□	リフォーム承諾書（借家の場合）	
□	戸籍謄本の写し（3親等以内の親族が居住する場合）	
□	委任状（代理申請の場合）	市の様式
□	6ヶ月以上居住していないことが常態であることが分かる書類 （「久留米市空き家情報バンク」ホームページに掲載されていない空き家の場合）	
□	役員名簿（法人が申請する場合）	市の様式
□	<p>その他必要書類</p> <p>◇ 性能・機能比較表 対象となる工事項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 省エネルギー等設備機器の設置 ・ 床材等の変更 ・ 屋根の改修工事 ・ 外壁の改修工事 ・ 衝撃緩和型畳床への張り替え工事 ・ 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事 <p>◇ 製品カタログ、又はメーカー発行の性能証明書等 （補助金対象工事一覧に定める性能を有していることがわかるもの） 対象となる工事項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部の断熱改修（内窓の設置を除く） ・ 天井裏、床、壁の断熱改修 ・ 省エネルギー等設備機器の設置（型番を記したもの） ・ 従来よりまたぎの低い浴槽への変更 ・ 屋根の改修工事 ・ 外壁の改修工事 ・ 衝撃緩和型畳床への張り替え工事 ・ 開口部を侵入防止対策上有効な措置が講じられたものとする工事 <p>◇ 工事箇所・内容が分かる図面 対象となる工事項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去等 ・ 対面式キッチンへの変更工事 ・ 工事箇所が複数の場合 	

※その他注意事項

- 補助要件等の確認を行いますので、申請前に事前相談をお願いします。
- 申請書は、市役所13階住宅政策課にご持参ください。
- 申請は、必ず契約・工事着工前に行ってください。交付決定前に契約等したものは補助の対象になりません。
- 交付決定に4週間程度時間がかかりますので、着工日は時間的余裕を持って設定してください。
- 書類に不備がある場合は、受付いたしません。
- 申請書一式に本チェックリストを添えて提出ください。